

住宅サポートローンワイド

令和5年12月1日現在

商 品 名	住宅サポートローンワイド
ご利用いただける方	以下のすべてを満たす方がご利用いただけます。 (1)満20歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 (2)当金庫で住宅ローン(有担保)をご契約中の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者も対象となります。 (3)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お 使 い み ち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの (1) 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必要とする資金 ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 (2) 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る
ご 融 資 金 額	500万円以内
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上20年以内
ご 融 資 利 率	変動金利…契約時の当金庫所定の利率を年に一度見直しを行います。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月元金均等または元利均等返済となります。 ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です。
保 証 人 ・ 担 保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので保証人・担保は不要です。
必 要 書 類	(1)本人確認書類 (2)お使いみちが確認できる書類 (3)年収が確認できる資料(100万円超の場合は必要) (4)その他金庫が必要とする書類
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
苦 情 処 理 措 置 ・	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。

紛争解決措置	<p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
その他の	<p>(1)ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2)お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(3)FAX、郵送により申込可能です。ただし正式なローンご契約時には窓口にご来店いただきます。</p> <p>※チラシ裏面の仮審査申込書をご利用ください。FAXは24時間受付中です。</p> <p>(3)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。</p>